

公益社団法人日本口腔インプラント学会 職員旅費内規

平成22年11月11日制定

第1条 職員の旅費に関しては、この内規による。

第2条 交通費は、他に定める旅費規程に準じるが、市内交通費等は、支給しない。ただし、出張先が東京都区外の場合には、事務局から駅あるいは空港までの公共交通機関の運賃を支払う。

第3条 日当は、局長で日額5千円、職員で日額4千円とする。支給日数は、会議等の開催日数とする。

第4条 宿泊費は、原則として2万円を上限に実費額を支給する。

第5条 旅費の支払いは、理事長又は常務理事の決裁を要する。

第6条 この内規に規定する以外に関しては、理事長が決定する。

第7条 この内規の改正は、理事会の承認を必要とする。

附則

1. この申し合わせは、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この申し合わせは、令和6年6月1日に一部改正し、同日から施行する。

参 考

旧社団法人内規 平成17年9月16日制定及び施行